

被災者支援システム及び同システムの相互連携手法に係るヒアリング

令和 8 年 8 月



内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災デジタル・物資支援担当）付

【ヒアリング事項】

- ① 令和6年度の石川県TYPES事業では、能登半島地震における広域避難対応を契機として「広域被災者データベース」の構築が先行して検討されましたが、その後の調査等を通じて、広域連携以前に、そもそも単一市町村内での情報集約に根本的な課題があるという実態が指摘されています。
こうした経緯も踏まえ、改めて被災者台帳の作成等、市町村における被災者支援業務の実態（既存システムの導入状況や広域連携以前の単一市町村内での情報集約の状況等）と、現場で生じている課題をご教示ください。

ヒアリング事項①市町村における被災者支援業務の実態 現場の課題

○災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生。

○被災者支援に係る業務の迅速化・効率化には、行政手続の電子化やシステム整備が有効な手段である。

避難所の管理・運営



被害認定調査・罹災証明書の発行



被災者の状況把握（被災者台帳の作成※）

氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	要配慮者	住家被害の状況	人的被害の状況	罹災証明申請	申請日	交付日	生活再建支援金申請
〇〇 太郎	1954/10/〇	男	〇〇1丁目97番地	123-1111	要(高齢)	全壊	無	申請済	11月2日	11月16日	11月18日
△△ 花子	1945/3/△	女	△△1丁目100番地	123-4567	要(高齢)	無	有(骨折)	—	—	—	—
□□ 一郎	1976/7/□	男	□□3丁目10番地	345-1234	無	大規模半壊	無	申請済	11月10日		
×× 次郎	1965/11/×	男	××5丁目10番地	× 678-9898	要(身体障害)	一部損壊	無				

(登録番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に達しない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
※住家とは、現実(世界)が生活の本拠として日常的に使用していること。の(一部)に使用している建物(の)こと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修繕等の対象となる住家)	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 〇〇市町村長	

※被災者の氏名・生年月日・性別・住所や、住家の被害状況、罹災証明書の申請状況等を記載したもの

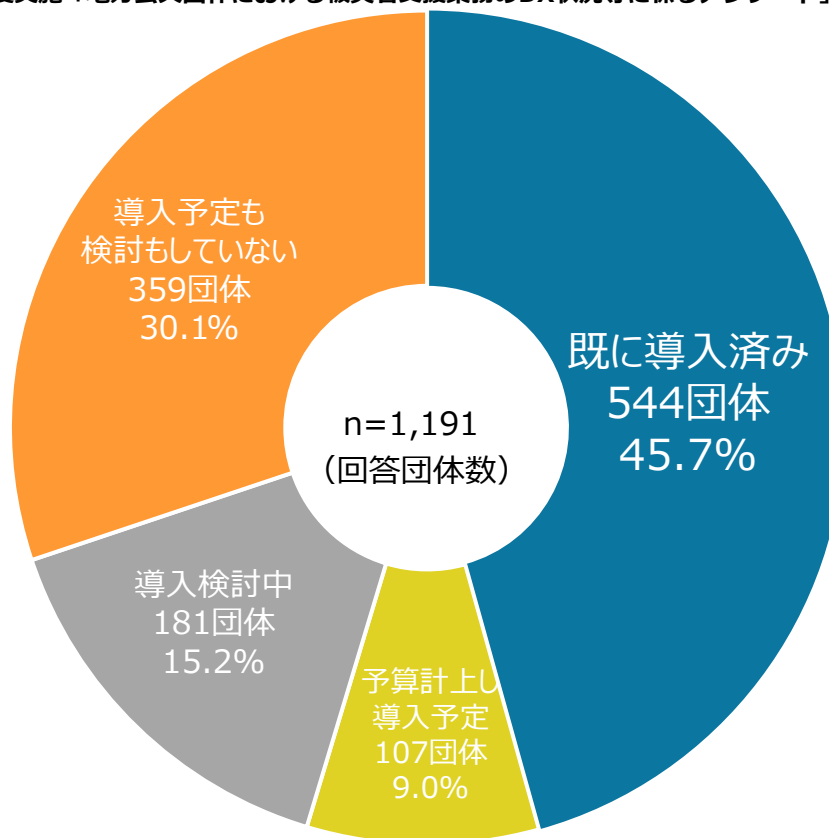
ヒアリング事項①市町村における被災者支援業務の実態

被災者支援DXの導入状況

- 令和7年度時点で、全市区町村のうち約55%が被災者支援DXに取り組んでいる。（回答自治体1,191団体中）

被災者支援業務に関するDX等の導入の有無

令和7年度実施「地方公共団体における被災者支援業務のDX状況等に係るアンケート」（内閣府）



【アンケート調査でわかったこと】※回答数 1,191/1,741市区町村

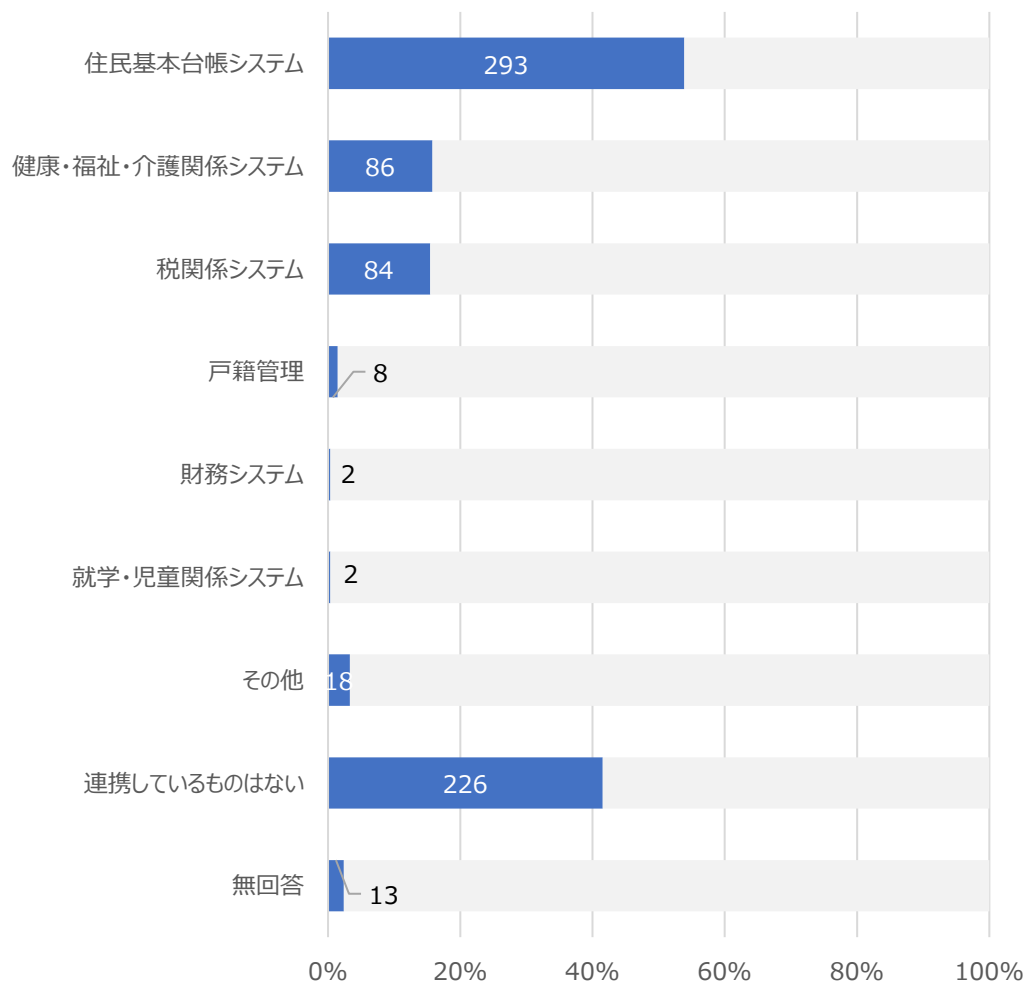
- 被災者支援業務に関するDXについて544団体で導入済みであり、予算計上予定の107団体を加えると令和8年度中に被災者支援業務に関するDX等の導入がさらに推進される状況であること
- 令和7年度においては「導入予定も検討もしていない」（359団体）という回答結果だが、そのうち156団体は将来的に被災者支援業務のDX等の導入を検討している状況であること
- 一方、被災者支援業務システムの導入にあたっては、システムの標準化や統一化、各種システムの二重入力の解消が求められていること
- また、広域避難を想定した場合、自庁内や他市区町村との業務において多種多様な情報連携が想定されること

ヒアリング事項①市町村における被災者支援業務の実態

R7年度 地方公共団体における被災者支援業務のDX状況等に係るアンケート調査等業務

- 被災者支援業務DXに関するDX等の導入有（544団体）の内、単一自治体内における他システムとの連携はまだ少ない
- 被災者支援DXの業務について、自治体より、二重入力の回避のため、共通仕様の設定や、既存システムとの互換性確保等の要望が寄せられている。

庁内の他のシステムとのデータ連携の有無（n=544）※複数回答可



被災者支援DXの業務について

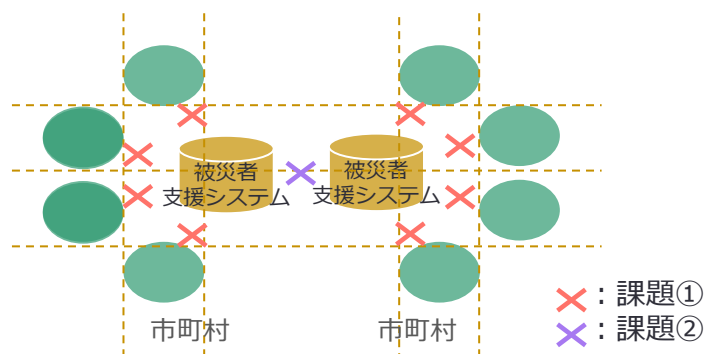
国への要望や感じられている主な課題、その他ご意見

内容	指摘事項の概要
財政支援への要望	導入に関する補助がある一方で、運用・保守などの継続費が自治体負担となっており、 ランニング費用に対する補助 等が必要
標準化・統一への要望	応援・受援（広域支援）の実務を前提に、住家被害認定業務や罹災証明書交付業務などで、 全国または県域で同一システム／共通仕様に寄せる べきである被災者が同じ支援を受けられるような標準化が必要
システム乱立・二重入力の発生	国・県・市町それぞれのシステムが並立し、 同じ項目を複数入力する非効率 の発生
人的リソース・研修	人員が不足しており運用体制の確保が難しいことや、 専門人材の派遣・サポート体制、研修体制 が必要
費用対効果・平時利用	大きな災害経験がなく、 非常時しか使わないのに維持費がかかり予算化が難しい といった費用対効果の明確化や平時利用の活用方法の事例の例示
データ連携や互換性	住基等の基幹系との連携の課題や、既存システムとの互換性確保のためのデータ連携ルールの明確化 など
個人情報の共有	個人情報共有の同意や秘匿、委託先管理を含む実務ガイドや法的根拠の整備

- 令和6年能登半島地震において、行政区域をまたぐ広域避難者が発生し、その居所把握が問題となった。
その要因のひとつとして、自治体間で被災者情報等を連携できる環境整備がなされていないことが挙げられる。
- 昨年度事業（令和7年度 官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化に係る調査検討）においては被災者情報等の連携に係る以下課題が明らかとなった。
 - ① そもそも、単一市町村内でも情報連携が十分に行われておらず被災者台帳への情報集約が進んでいないこと
 - ② 被災者支援に必要な情報をどのように自治体間で連携するか、法制度と仕組み（システム）の両面において、整理されていないこと

これを踏まえ、今年度事業（広域連携を見据えた被災者支援業務DX化の将来像等に係る調査・検討業務）においては、課題①への対応として、被災者支援の実施にはどのような情報が必要となるのか明らかにし、その情報を単一自治体内で集約する仕組みを検討し、そのうえで課題②の検討を進めることとした。

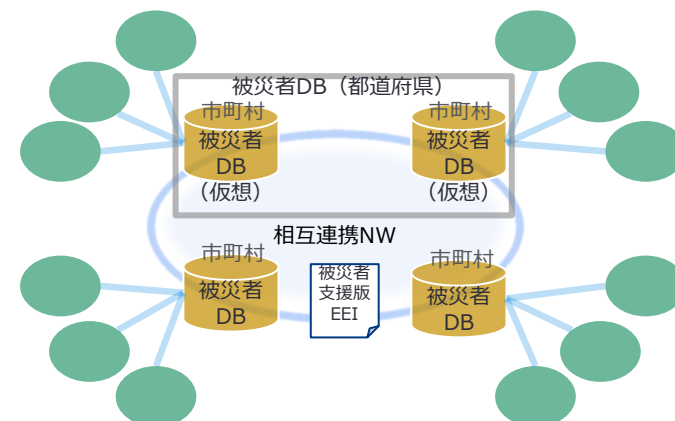
現状



組織、情報が分断し連携不可



目指すべき将来像（イメージ）



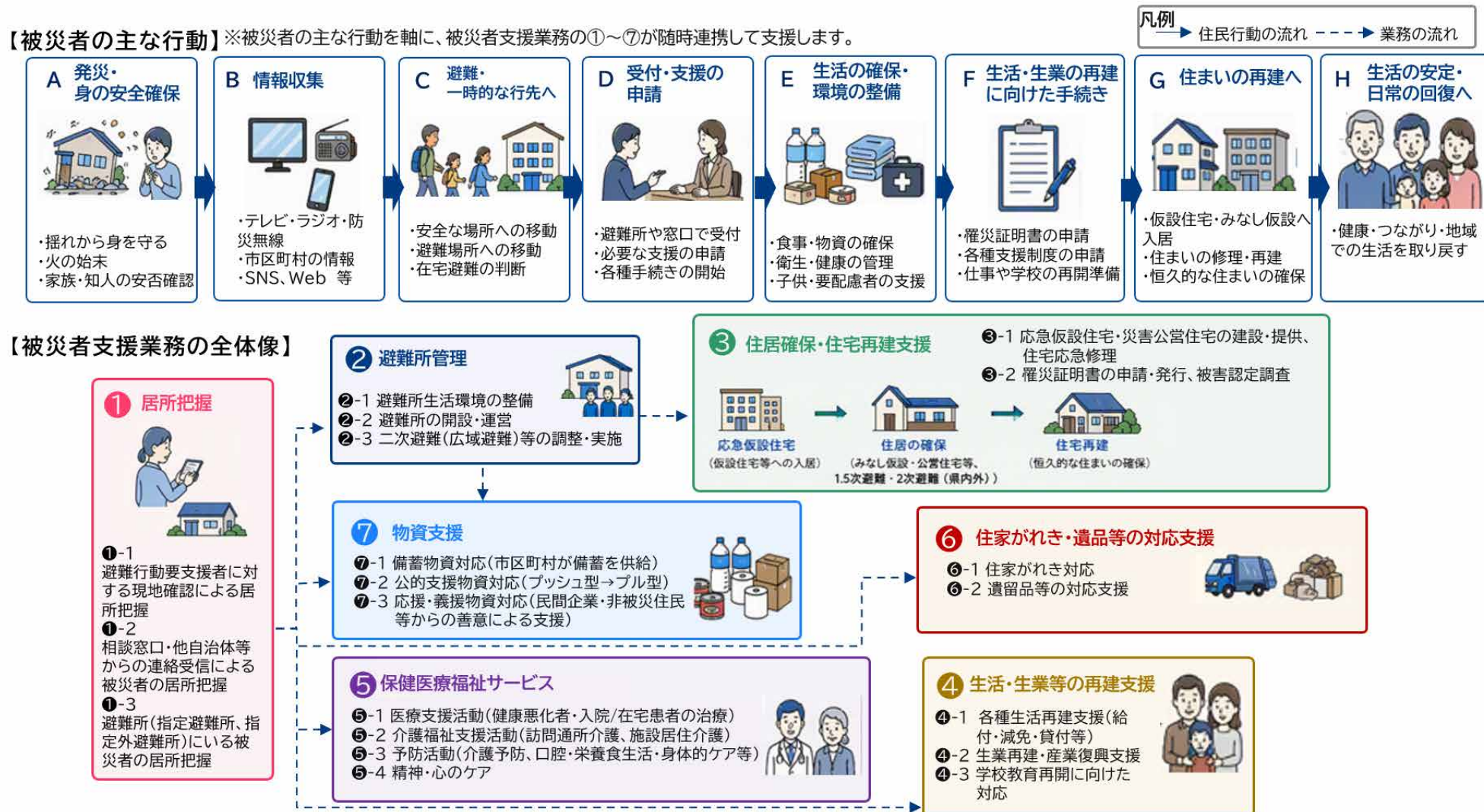
データベース（DB）等により情報集約、連携

【ヒアリング事項】

- ② 被災者支援に必要な情報項目の標準化（被災者支援版EEIの整理）を進めるに当たり、先にシステムありきではなく、実際の被災者支援業務のフローやユースケースに基づいて情報の必要性を整理していく必要があると考えられますが、現在の検討における具体的なアプローチをご教示ください。

ヒアリング事項② 被災者支援に必要な情報項目の標準化の進め方について

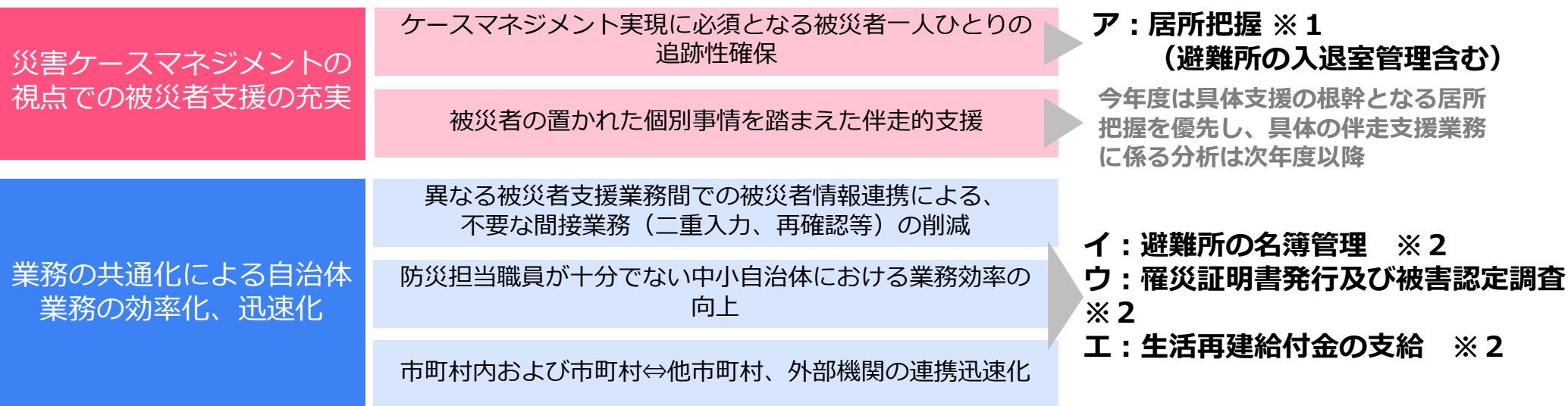
- R8広域連携を見据えた被災者支援業務DX化の将来像に係る調査・企画検討業務についてはMRIに委託
- 被災者支援版EEIまで作成する優先業務の対象を選定するにあたり、まずは被災者支援業務の全体像の整理が必要である。自治体の各業務が被災者一人ひとりへのどのような支援につながっているのかについて、下図のとおり災害ケースマネジメントの観点で主要業務を一覧化（①～⑦）し、検討を行う



ヒアリング事項② 詳細分析、EEI案作成優先業務の選出について

- 今年度内でEEI案作成までを一気通貫で実施する観点から、全国自治体で業務の手続きや主要な取扱い情報の共通化が図られやすいものを優先業務とする。
- 業務と取扱情報の共通化にて生まれる便益として、自治体業務の効率化、迅速化に加え、災害ケースマネジメントの視点に基づいたきめ細やかな支援の提供の実現に資することも肝要である。
- この点を踏まえ、「被災者支援に係る情報共有の意義・効果」にもとづいた「情報共有の便益（課題解決の観点）」を以下のとおり設定し、該当する優先検討業務を選出した。

<選出した優先業務>



※ 1 追跡性確保のなかでも、居所把握は他の組織との連携や広域避難者支援においても必須となるものであり、有用と思料

※ 2 全国自治体において、ある程度手続きが画一的であり、早期共通化実現の可能性が高いものを選出

ヒアリング事項②

参考 主要業務と優先業務の一覧

○（P7）主要な被災者支援業務の7業務と（P8）被災者支援版EEI案作成の優先業務（ア～エ）の対応関係は以下のとおりである。

業務分類	業務概要（スコープ）	業務細目（P13で示す優先実施業務を赤枠で囲む）	
① 居所把握	・ 能動的な居所把握（訪問等現地確認）と、受動的な居所把握（相談窓口・他自治体からの連絡受信）をスコープとする。	①-1 避難行動要支援者に対する現地確認による居所把握 ①-2 相談窓口・他自治体等からの連絡受信による被災者の居所把握 ①-3 避難所（指定避難所、指定外避難所）にいる被災者の居所把握	（被災者全員が対象）
② 避難所管理	・ 主に、避難所に係る環境を提供することをスコープとする。	②-1 避難所生活環境の整備 ②-2 避難所の開設・運営 ②-3 二次避難（広域避難）等の調整・実施	（主に避難所避難者を対象）
③ 住居確保・住宅再建支援	・ 被災者の住宅再建に向けた仮設住宅・公営住宅等の提供・支援をスコープとする。	③-1 応急仮設住宅・災害公営住宅の建設・提供、住宅応急修理 ③-2 罹災証明書の申請・発行、被害認定調査	（被災者全員が対象）
④ 生活・生業等再建支援	・ 住宅再建を除く、生活再建支援金や税の減免等の金銭的支援や企業の生業復興支援、子供の養育・就学支援をスコープとする。	④-1 各種生活再建支援（給付・減免・貸付等） ④-2 生業再建・産業復興支援 ④-3 学校教育再開に向けた対応	（被災者全員が対象）
⑤ 保健医療福祉サービス（心のケア含む）、要配慮者支援	・ 被災者の健康・精神・衛生環境管理や健康悪化者・入院/在宅患者の治療継続、介護・福祉支援をスコープとする。（負傷者治療はスコープ外、急性期以降のイメージ）	⑤-1 医療支援活動（健康悪化者・入院/在宅患者の治療） ⑤-2 介護福祉支援活動（訪問通所介護、施設居住介護） ⑤-3 予防活動（介護予防、口腔・栄養食生活・身体的ケア等） ⑤-4 精神・心のケア	（発災直後の急性期を除く）
⑥ 住家がれき・遺留品等の対応支援	・ ボランティアによる被災住宅の応急復旧支援、被災者遺留品返還対応をスコープとする。	⑥-1 住家がれき対応 ⑥-2 遺留品等の対応支援	（被災者全員が対象）
⑦ 物資支援	・ 飲食料・衣料・生活用品等を住民に届けるまでをスコープとする。	⑦-1 備蓄物資対応（市区町村が備蓄を供給） ⑦-2 公的支援物資対応（プッシュ型→プル型） ⑦-3 応援・義援物資対応（民間企業・非被災住民等からの善意による支援）	（避難所避難者及び避難所外避難者を対象）

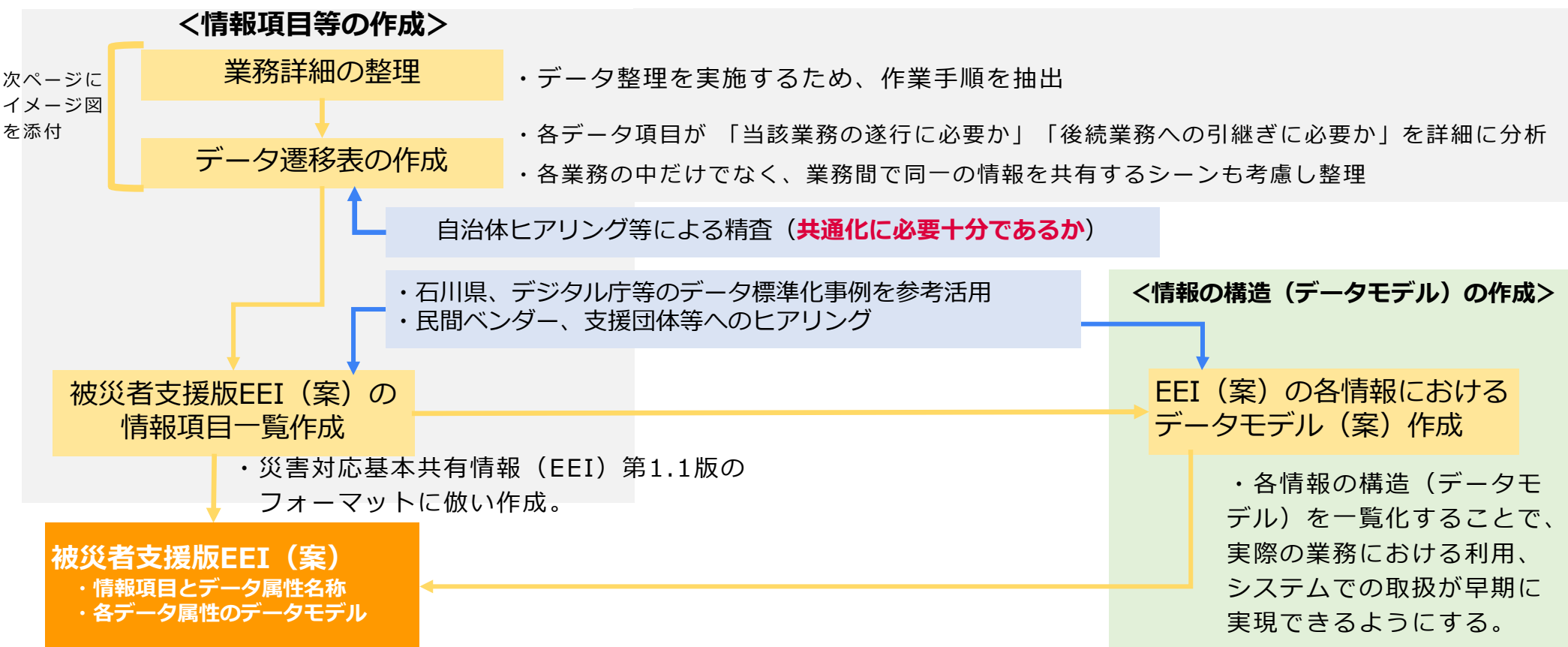
<参考> 資料作成にあたって参考とした資料等

- ・ 内閣府（防災担当）「市町村長による災害応急対応のポイント」（令和6年10月）
- ・ 静岡県教育委員会「災害救助法の適用による学用品の支給」（2025年9月11日）
- ・ 国土交通省国土交通政策研究所「支援物資供給の手引き Ⅰ.全体概要編」（平成25年9月）
- ・ 建築研究所 上席研究員 米野史健「東日本大震災及び以降の災害における応急仮設住宅と災害公営住宅の特徴」[T02_Meno.pdf](#)

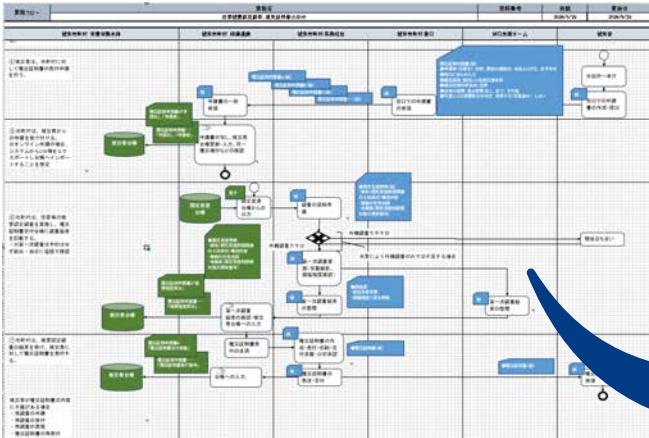
- ・ 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（第3回）資料2-10「石川県における能登半島地震への対応について」[siryo3_2_10.pdf](#)
- ・ 総務省（報道資料）「東日本大震災等に伴い避難した住民の所在等に係る情報の住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について（通知）の発出
- ・ 厚生労働省「（福祉・介護）地域包括ケアシステム」（2025年）

ヒアリング事項② 被災者支援版EEIの作成の流れ

- 前項の優先業務を今年度の主な対象とし、被災者支援版EEI（案）を作成する。EEI（案）は、業務の共通化とセットで検討し、当該業務のなかで実務的に必要十分である項目・情報粒度とする。
- 各被災者支援業務における業務詳細（作業の手順）において利活用される情報を棚卸しのうえ、情報の引継ぎの観点で必要十分であるかを精査する。（データ遷移表の作成）
- 石川県広域被災者データベースシステム構築検討WGのデータモデル仕様やデジタル庁において標準化の取り組みが進められている「標準化対象事務」における「データ要件（基本データリスト）」を活用し、必要十分と確認された情報の構造（データモデル）も併せて検討のうえ、EEI案として整理する。



- 被災者支援業務の業務詳細・データフロー（左下図）を作成し、それをもとに各業務で生成・利用・共有される情報をデータ遷移表（右下表）として整理する。
- 本分析により、各データ項目の利用実態を可視化し、情報の引継ぎの観点で必要十分であるデータ項目を選定する。



業務詳細の分析例
（罹災証明書・被害認定調査）

ステップ、実施主体、作業内容は前頁資料に対応

前作業と次作業列を作成し、データ連携箇所を明示

ステップ	作業番号	実施主体	作業内容	前作業	次作業	罹災証明申請書											
						ヘッダー		申請者情報(世帯主)					窓口来訪者				
						市区町村長名	申請日	住所	連絡先	氏名	ふりがな	生年月日	住所	連絡先	氏名	ふりがな	
④申請	④-1	窓口	申請書受領	申請書記入(窓口来訪者)	⑤-1(税関連課)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤受付	⑤-1	税関連課	申請書の写し、被災者台帳更新・入力、同一罹災場所などの確認	④-1(税関連課)	⑤-1(税関連課)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥調査	⑥-1	税関連課	固定資産台帳からの出力	⑤-1(税関連課)	⑥-2(事務担当)			○	○	○	○	○					
	⑥-2	事務担当	調査の資料準備	⑤-1(税関連課)	⑥-3(事務担当)												
	⑥-3	事務担当	現地調査要否・外観調査要否確認	⑤-2(事務担当)	⑥-4(事務担当)												
	⑥-4	事務担当	第一次調査実施(写真撮影、損傷程度確認)	⑤-3(事務担当)	⑥-5(事務担当)												
	⑥-5	事務担当	第一次調査結果の整理	⑤-4(事務担当)	⑥-6(事務担当)												
	⑥-6	対口支援チーム	第一次調査結果の整理	⑤-5(事務担当)	⑥-7(税関連課)												
	⑥-7	税関連課	結果の確認・被災者台帳への入力	⑤-6(事務担当)、⑥-6(対口支援チーム)	⑥-1(災害対策本部)												
⑦発行	⑦-1	税関連課	罹災証明書発行の決済	⑥-7(税関連課)	⑦-2(事務担当)												
	⑦-2	事務担当	罹災証明書の作成・発行・印刷・交付・決裁・公印承認	⑦-1(税関連課)	⑦-3(税関連課)												
	⑦-3	税関連課	台帳への入力	⑦-2(事務担当)	ー												

作業内で新たに発生・作成する情報を「●」、作業内で参照すべき情報を「○」で表す。

データ項目は、業務に必要な項目一覧を自治体資料を参考に整理

作業内で新たに発生・作成する情報を「●」、作業内で参照すべき情報を「○」で表す。

データ項目は、業務に必要な項目一覧を自治体資料を参考に整理

データ遷移表例（罹災証明書・被害認定調査）

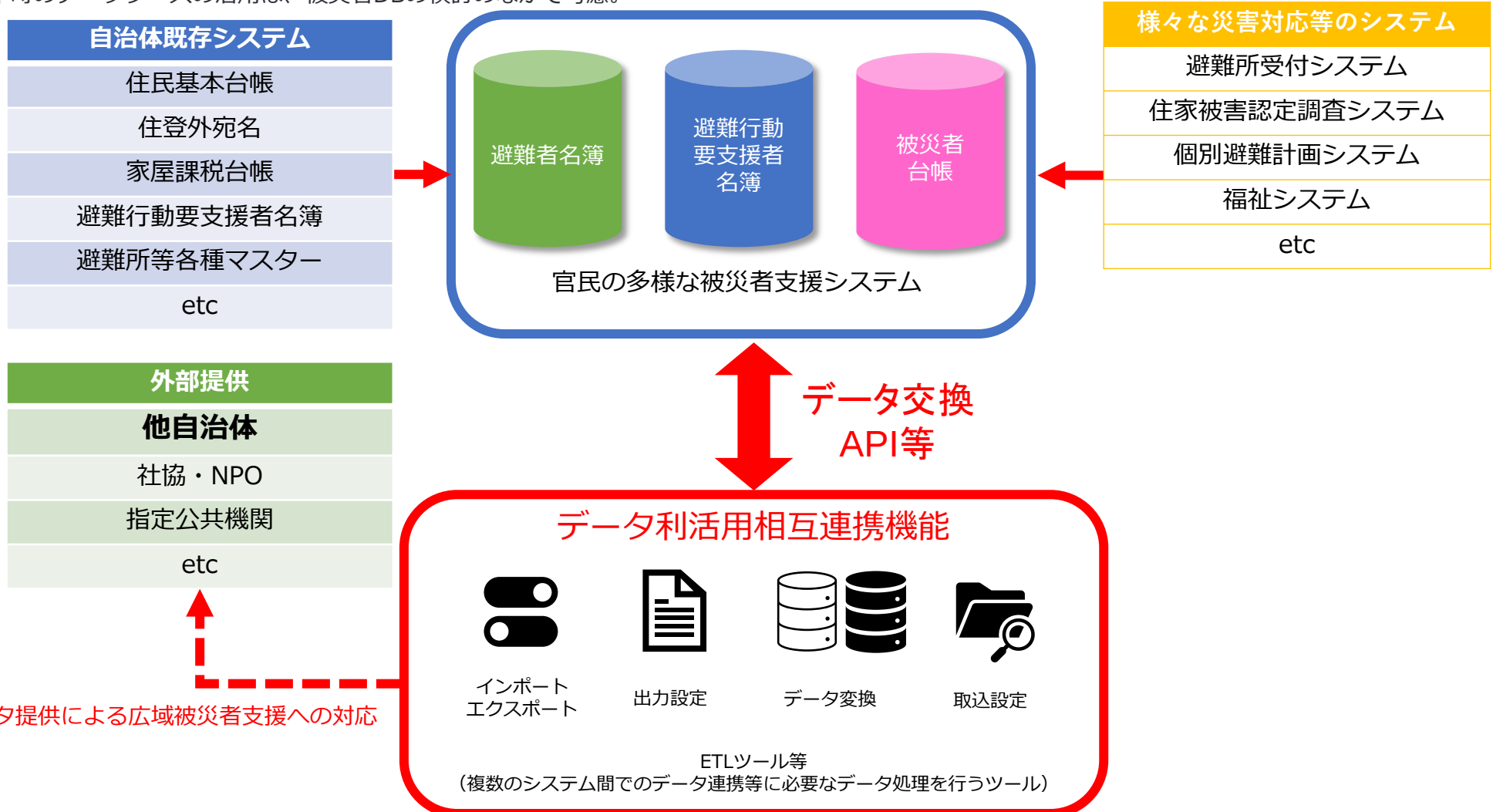
【ヒアリング事項】

- ③ 異なるシステム間のデータ抽出・変換・連携機能（ETL）等を共通SaaSとして整備することを視野に、平時から利用するデータソースの活用も含めてどのような効果を見込まれていますか。

ヒアリング事項③

異なるシステム間のデータ抽出・変換・連携機能（ETL）の整備により見込まれる効果について

- ETLツールは、事前に設定されたルールに従って、データの抽出（Extract）・変換（Transform）・格納（Load）の各処理を自動で実行することで、異なるシステム間でのデータ連携を可能にするツールである。
- 令和6年能登半島地震においては、被災自治体と広域避難先自治体間で被災者情報が連携できず、広域避難者の把握が困難となった（※次頁参照）。**一定程度の被災者情報を速やかに自治体間で連携することが、広域避難先自治体における速やかな被災者支援につながる。**
- 南海トラフ地震等の災害を想定し、**被災者DBの実現を待たず、過渡的な形であっても早期に、必要最低限の被災者情報の自治体間連携を実現**するため、ETLツールの活用も視野に、「令和8年度 大規模地震における被災者支援システムの相互連携手法に係る調査・検討業務」を実施中（委託先：NEC）。
- 平時のデータソースの活用は、被災者DBの検討のなかで考慮。



（参考）

被災者データベースと被災者台帳をめぐる個人情報利活用の法務実務（1）

2024年（令和6年）1月1日午後4時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、輪島市や志賀町で最大震度7を記録する地震が起きた。大津波の発生、地盤隆起、輪島朝市の大火災、多数の住家倒壊、道路寸断による集落の孤立等、その被害は筆舌に尽くし難いものとなった（略）

被災市町や石川県、さらに被災者が広域避難した先の自治体との情報連携・共有が実現すれば、①被災者の要配慮事項等に応じた見守りによる災害関連死防止策の実践、②被災者への支援情報の伝達や説明、③情報の一元化による自治体事務負担の軽減、といった効果が見込まれるのである。

しかし、被災者情報の把握と自治体間での連携は難航を極めた。必要な情報源が官民異なる主体に散在していること、被災市町（特に6市町）の職員らの被災が甚大で作業人員が圧倒的に不足して「被災者台帳」の作成ができないこと、広域避難（いわゆる1.5次避難や2次避難）・避難所外の被災者が多数に及び市町の枠組みを超えた対応は県レベルで調整しなければならなかったこと、災害後に石川県が独自に収集できた鮮度の高い情報はLINE等登録情報や石川県が配布した交通系ICカード利用情報等限定的なものに限られたこと、等が主な理由である。

銀座パートナーズ法律事務所弁護士 岡本 正 自治実務セミナー記事2024.9より引用、抜粋

【ヒアリング事項】

- ④ 異なる市町村間や関係機関との間で被災者情報の連携・共有を進めるに当たり、特に個人情報保護の観点から、現場の職員が抱える心理的なハードルや抵抗感を含め、運用面ではどのような課題が考えられるか、また解決に向けた現時点での考え方についてご教示ください。

【運用面の課題】

- 災害対策基本法上、被災者に対する援護の実施に必要なとき、被災者台帳に記載された被災者情報を、他の地方公共団体等に提供することができる（第90条の4）
- 「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」においても、都道府県と市町村間における被災者台帳の共有が可能であることが示されている（事例14）。
- また、令和7年法改正においても、広域避難を想定し、避難元・避難先市町村間の情報連携を推進する規定が盛り込まれた。
- 一方でR7の事業で、被災自治体にヒアリングを実施したところ、災害時も含め、被災者の個人情報を他部署・他自治体に提供することは、情報提供者にとって抵抗感・メンタルブロックが大きいという実態がある。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)

趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

【異なる市町村間における個人情報の連携について】

- ・前頁における「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」の策定や「災害対策基本法」の改正等により、発災時に被災者台帳に記載された個人情報の共有は一定の条件のもと許容されており、

異なる市町村間においても個人情報を連携することが可能である。

→被災者データベースの検討においては、いざというときに情報を即座にデータベースに集約することができる仕組みを平時に作っておくことで、発災時において被災者情報をモレ・ムラなく集約し、連携できる在り方を目指す方向性。

【平時における個人情報の取扱いの整理について】

- ・また、令和8年度事業において、「地方公共団体等における個人情報等を用いた訓練状況把握・標準化に係る調査事業」を実施（委託先：NTTデータ経営研究所）。平時の訓練を想定した個人情報の取扱いについても法制度面を含めて整理することで、自治体職員の抱える心理的なハードルの払拭を図る。

→平時の訓練において個人情報の取扱いの成熟が図られることにより、災害時においても心理的なハードルなく、円滑な情報連携が可能となる。

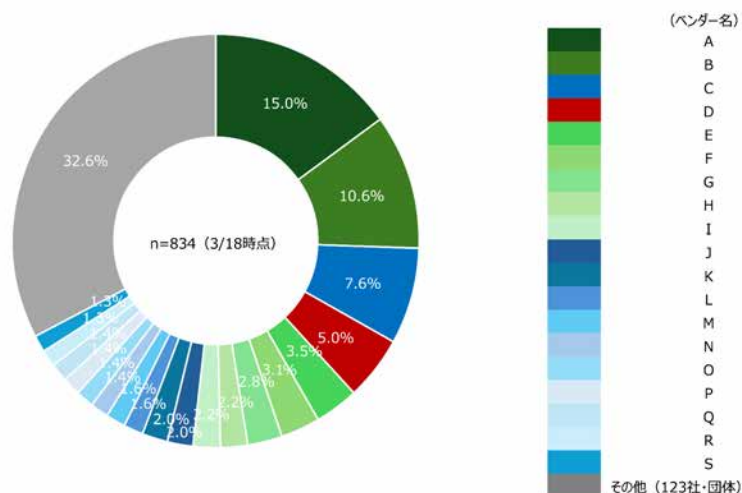
【ヒアリング事項】

- ⑤ 多様な民間システムが共存する中での国・地方を通じたトータルコスト最小化や民間への配慮の必要性、あるいは相互連携の実証等を通じて見えてきた技術的・運用的な課題も踏まえ、被災者支援システム等の共通化に向けた課題認識や現在の検討状況と今後のスケジュール感をご教示ください。

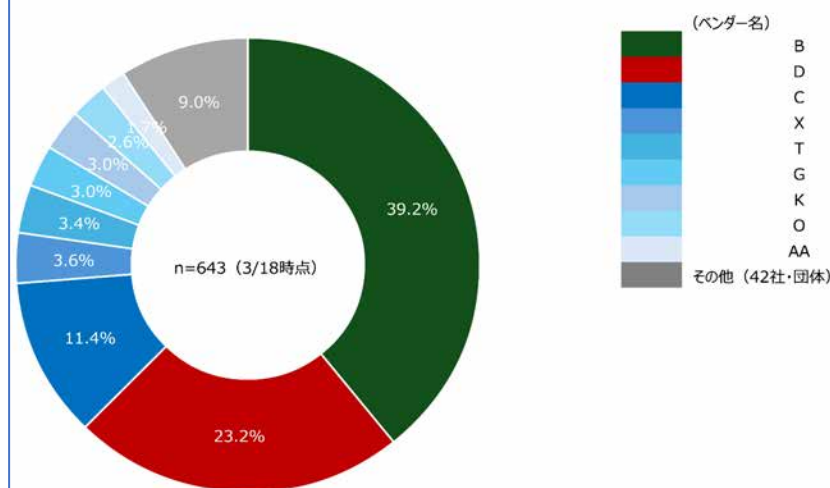
⑤被災者支援システム等の共通化に向けた課題認識について

- R6「被災者支援システム等の導入・活用状況調査」において各種被災者支援システム提供ベンダーを調査したところ **提供機能毎に様々なベンダーが存在していることがわかった。**
- R7「地方公共団体における被災者支援業務のDX状況等に係るアンケート調査等業務」によると、380種類もの被災者支援システムが存在している。

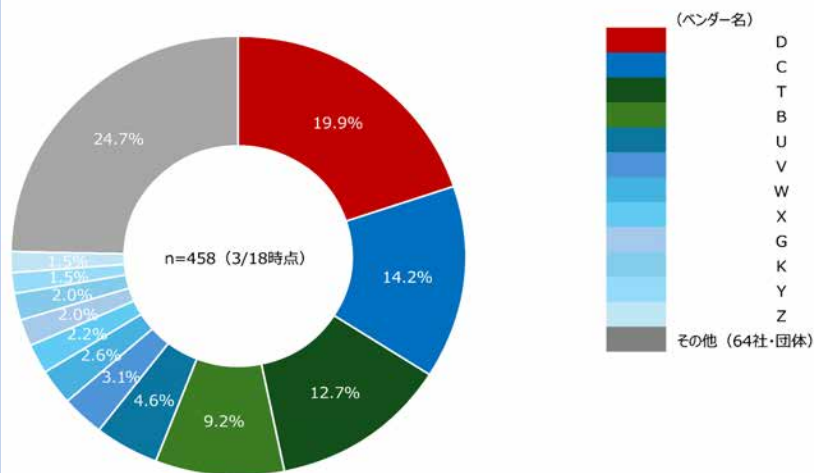
「避難行動要支援者名簿の作成・提供等」に係るシステムの提供ベンダーの状況【全国】



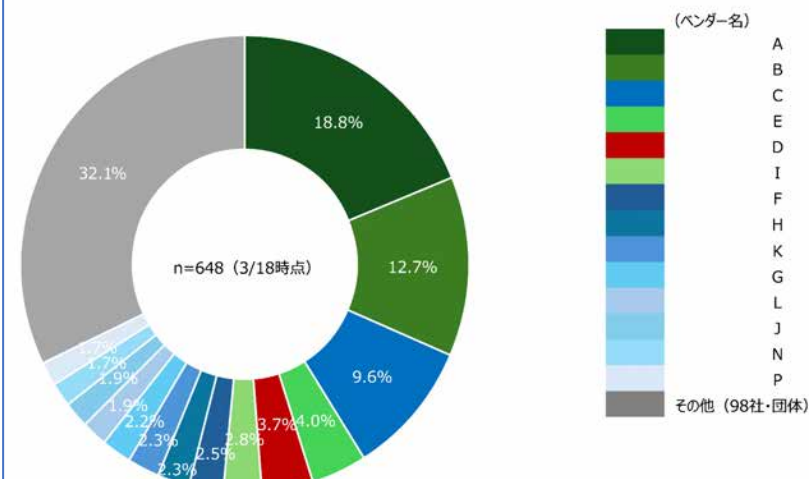
「被災者台帳の作成・提供等」に係るシステムの提供ベンダーの状況【全国】



「避難所の開設状況等の管理、避難者の受付、避難者名簿の作成等」に係るシステムの提供ベンダーの状況【全国】



「個別避難計画の作成・提供等」に係るシステムの提供ベンダーの状況【全国】



⑤相互連携の実証を通じて見えてきた技術的・運用的な課題

- R7の事業において、異なる被災者支援システムを相互連携ツールで連携する実証を行ったところ、以下の表に示す**9つの課題**が見つかった。
○その中でもNo.1～3に示すデータ形式の項目定義の不一致があることによって、データのマッチング、変換、システム間に対応するデータ項目以外の項目が連携できない等の結果となった。

このことから異なるシステム間で被災者情報を相互連携するためには、データの標準化が重要であることが示唆された。

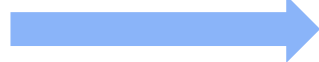
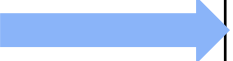
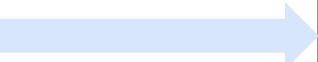
※実証は被災者生活再建支援システム（NTT東日本株式会社）から提供されたデータをクラウド型被災者支援システム（J-LIS）に取り込む形式で実施した

No.	観点	課題	内容
1	データ形式	項目定義の不一致	システム間のデータの差分として、J-LISのシステムのデータ項目「 住所 」は都道府県から始まる住所データとなっていたが、一方でNTT東日本のシステムのデータ項目「 住所 」は、都道府県名、市名がなく、大字以降から始まるデータ仕様となっていたため、データ項目の マッチングが難しい 。システム間でデータ出力仕様の調整が必要。
2	データ形式	項目定義の不一致	システム間のデータ変換において、漢字項目⇔カナ項目があるため、 漢字項目からカナ項目に変換がかけられない ため、ファイルレイアウトの調整が必要。 金融機関名 ⇔ 金融機関名（カナ） 支店名 ⇔ 支店名（カナ）
3	データ形式	項目定義の不一致	システム間で共通する項目は以下項目のうち50件程度だが、 システム間に対応するデータ項目以外の項目は連携できない ため、必要となる連携対象項目について、精査が必要。 クラウド型被災者支援システム連携項目 : 242件 被災者生活再建支援システム連携項目 : 204件
4	データ品質	重複	避難者からの申請に対し、仮に同一人物のデータが複数あった場合、どのデータを取り込むか運用対応が必要
5	データ品質	住登外登録	識別番号（住登外コード）の取り扱い（採番ルール）が連携先システムにより異なる 。システム間で識別番号を連携できるようルールの整備が必要。
6	名寄せ	一致率の精度	氏名（カナ）＋性別＋生年月日＋住所を使用するなど、 マッチングのロジックの精査 が必要。
7	性能	処理速度	相互連携ツールの 処理速度が本番データの処理量に耐えられるか 検証が必要。
8	インフラ	ネットワーク	相互連携ツールにより連携されるデータが セキュアに連携できるネットワークの設計 が必要
9	インフラ	セキュリティ	連係されるデータの暗号化等をはじめ、 セキュリティ要件の精査 が必要

⑤被災者支援システム等の共通化に向けた 現在の検討状況と今後のスケジュール感をご教示ください

- 自治体における組織内外の情報連携実現においては、業務の手続きや取扱情報の共通化と、仕組み・システム導入されやすい環境を整備することが極めて重要であり、被災者支援版EEIを各自治体に実際に利用いただけるように検討と合意形成を進める。
- このため、**今年度においては、多岐に渡る被災者支援業務のうち、特にEEI案作成、導入の優先度や実現性が高い業務を選定しEEI案作成までを一気通貫で実施する。**
(来年度以降において、他業務のEEI案作成や利用システム（被災者DB）の詳細要件を整理予定。)

(案)

共通化と情報連携実現までのToDo	R8(今年度)	R9以降
①自治体等における被災者支援業務と利活用情報の分析、整理	優先業務 	その他業務 
②業務と取扱情報の共通化に係る課題整理、DX将来像具体化		
③被災者支援版EEI案作成		
④被災者DBの要件整理、詳細化	 (概要整理)	 (その他業務も含めた要件の精査、詳細化)
⑤被災者DBの実装、運用に係る施策、自治体導入に係る支援策実行等		